

道路特定財源の暫定税率の延長に関する意見書

中央と地方の格差拡大と言われて久しいところであるが、地方がこれ以上衰退しないためには、魅力あるまちづくりが必要であり、そのまちづくりにとって道路整備は必要不可欠なものである。

沖縄県においては、鉄道等の大量輸送機関がないため、移動手段を自動車に依存している地域が多く、生活圏の広域化等により道路の依存度と道路整備への需要はますます高まっている。本市においては、沖縄本島中部に位置することから、南部圏域、北部圏域の結節点になっており、本島を縦断する沖縄自動車道が通っており、石川、沖縄北のインターチェンジにより広域交通へのアクセスを担っている。そのため交通渋滞の解消買い物などの日常生活の利便性の向上等を踏まえた生活道路ネットワークの形成と広域交通の円滑化を図るため、市内外を連絡する国道329号線や主要地方道などの既存道路と市循環道路を中心とした主要道路網の整備を推進してきた。一方、国や沖縄県に対しては、国道329号線の沖縄バイパスの実現化促進、勝連半島一周線等地域間、集落間を連絡する県道及び幹線道路の整備推進についても、これまでも強く要望してきたところであり、依然として道路整備の需要は数多く存在している実情にある。

よって、うるま市議会は、地域の振興発展と活性化を推進し、地域住民の期待する道路整備の着実な推進を図るため、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

1. 地方が必要な道路整備を行うにあたって、道路特定財源のみでは財源が不足している状況に鑑み、道路特定財源の地方への配分割合を高めること等により、地方における道路特定財源の充実に努めること。
2. 暫定税率による上乗せ分を含め、現行の税率水準を維持することにより、道路整備の安定的かつ現実的な財源を確保すること。
3. 現在、取り組みが進められている中期計画の策定にあたっては、地方道路整備の実情に十分に配慮し、地方が真に必要としている道路整備を確実に盛り込むことにより、地方の道路整備が遅れることがないようにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年2月19日

沖縄県うるま市議会

あて先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 財務大臣
国土交通大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 県選出国會議員